

令和6年1月15日

ご契約者様へのお知らせ

共済契約者 各位

えちご上越農業協同組合
代表理事理事長 山岸 雅行

令和6年能登半島地震により被害を受けられたご契約者様に対する 共済証書貸付の金利免除にかかる取扱いについて

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、弊組合ではこのたびの令和6年能登半島地震により被害を受けられたご契約者様を対象に、下記のとおり新規の共済証書貸付について金利を免除する特別取扱いを行うことといたしましたので、ご希望されるご契約者様は組合にお申し込みください。

記

- 対象者 令和6年能登半島地震により被災し、災害救助法適用地域に居住するご契約者様
- 利率 年0.0%
- 受付期間 令和6年7月31日（水）まで
- 金利免除の期間 貸付期間と同じ（最長1年間）
- お知らせ内容のお問い合わせ先

えちご上越農業協同組合 各支店または共済課
受付時間 9:00～17:00（土日・祝日を除く）

以上